相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方郡美浜町日向第四六号二六番地、最後の住所福井県三方郡美浜町日向第四六号二六番地　被相続人　亡　千葉　邦嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

福井県敦賀市津内八四号一番地一八（布田町）

相続財産管理人　弁護士　笠原　一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区宮原一丁目一三番、最後の住所大阪市淀川区宮原一丁目一三番一―一四〇二号　被相続人　亡　桑谷　敏充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

大阪市北区西天満一丁目一一番一〇―一一〇四号イトーピア西天満ソアーズタワー一一階

相続財産管理人　弁護士　藤井　美江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区氷室町二丁目二四番地三、最後の住所兵庫県西宮市門戸西町一〇番八六号　被相続人　亡　井田ゆかり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八番一号コーポ潮江一一一号

相続財産管理人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市本庄町中一丁目一五六番地三、最後の住所広島県福山市本庄町中一丁目一六番九号　被相続人　亡　倉本　勝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

広島県三原市幸崎渡瀬二番一〇号、事務所　広島県三原市城町一丁目二五番六号三原マリンビル三階

相続財産管理人　司法書士　椛山　正宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡読谷村字波平五〇一番地、最後の住所沖縄県島尻郡南風原町字新川四六〇番地　被相続人　亡　上地　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

沖縄県沖縄市胡屋二丁目一二番二三号

相続財産管理人　大嶺　睦

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年八月二十四日

一　墳墓等所在地　新潟県新潟市南区庄瀬二五六三

一　墳墓等の名称　本楽寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一　改葬を行おうとする者　新潟県新潟市南区庄瀬二五六三　宗教法人本楽寺　代表役員　野崎行大

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　有限会社山形中央冠婚葬祭互助会

二、代表者の氏名　代表取締役　芦野新次郎

三、本店の所在地　山形県山形市江俣四丁目二〇番一三号

代理店の名称及び所在地

有限会社天童グランドホテル舞鶴荘代理店　山形県天童市鎌田本町二丁目四番五一号、有限会社寒河江渋谷会館代理店　山形県寒河江市大字寒河江字長岡一五四一番地、有限会社東根グランドホテル代理店　山形県東根市温泉町一丁目八番一号、株式会社渋谷物産代理店　山形県天童市鎌田本町二丁目四番五一号

四、許可年月日　昭和五十六年四月二十一日

五、営業を廃止した年月日　平成二十八年五月二十日

六、営業保証金等の金額

営業保証金　金三十万円

前受業務保証金　金二億五千八百八十万円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を東北経済産業局長に提出して下さい。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年八月二十四日

福島県郡山市開成三丁目六番一五号

有限会社山形中央冠婚葬祭互助会承継人

アルファクラブ東北株式会社

代表取締役　稲川　治利

債権申出の公告（第一回）

旭化成ジオテック株式会社の規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき平成二十八年七月一日付けで終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十四日

東京都港区新橋六丁目一七番二一号

旭化成アドバンス株式会社

確定給付企業年金清算人　中村　彰芳

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年８月24日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(5)538　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　埼玉県さいたま市浦和区高砂２－２－３　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①株式会社ＪＡあいち豊田サービス　②愛知県知事(2)21674　③代表取締役　柴田文志　④愛知県豊田市松平志賀町横19番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊田市松平志賀町横19番地　株式会社ＪＡあいち豊田サービス　代表取締役　柴田文志

①有限会社リバティ　②国土交通大臣(1)8180　③代表取締役　林佑美　④大阪市北区国分寺２丁目３番46－101号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦和歌山市福島418番地11　有限会社リバティ　代表取締役　林佑美